

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
富士工業(株)	香川県高松市三条町314-3

2. 指名停止措置期間

平成27年11月10日 から 平成28年 2月 9日 3ヵ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、富士工業(株)の代表取締役が、平成25年12月に20万円の贈賄を香川高等専門学校職員に行ったとして、平成27年10月15日、香川県警捜査第二課に贈賄容疑で逮捕されたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イの措置要件に該当する。

本件については、指名停止3ヵ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上 9ヵ月以内 1ヵ月以上 6ヵ月以内 1ヵ月以上 3ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江 正 利 (内線2511)

総務部経理調達課長 兼井 政 勝 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 高崎 勝 行 (内線2512)